

大井川港台風・津波等対策実施要領

平成22年7月1日制定
令和7年1月16日最終改正

(目的)

第1条 大井川港における台風(異常に発達した低気圧を含む。以下同じ。)、津波等による海難事故を防止し、船舶等の安全確保を図るため、必要な対策を実施する。

(関係会員)

第2条 関係会員は、大井川港振興会会員の内、大井川港を利用する船舶等の荷役などに関係ある企業等をもって構成し、別表1「大井川港台風・津波等対策実施要領に関する関係会員名簿」のとおりとする。

(情報伝達海難事故の防止対策の実施)

第3条 大井川港振興会(事務局)は、大井川港に於ける施設の維持及び船舶の海難事故防止を図るため、台風、津波等による海難事故の発生が予想される場合に清水海上保安部長から注意喚起及び勧告が発せられた場合は、別図「清水海上保安部長から注意喚起及び勧告が発せられた場合の連絡系統図」により関係会員へ連絡する。

(台風対策)

第4条 関係会員は、前条の連絡を受けた場合は、台風に関し、別表2「台風に対する措置」に基づく措置を実施する。

(津波対策)

第5条 津波に関する対策は、次のとおりとする。

- (1) 津波注意報が発表された場合は、清水海上保安部長から勧告が発せられたものとし、別表3「津波に対する措置」に基づき実施する。
- (2) 津波警報及び大津波警報が発表された場合は、清水海上保安部長からの勧告が発せられたものとみなし、別表3「津波に対する措置」に基づき実施する。

(南海トラフ地震対策)

第6条 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の措置。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、清水海上保安部長から注意喚起が発せられたものとし、別表4「南海トラフ地震に対する措置」の区分「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」の実施事項に定める措置を実施する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、清水海上保安部長から注意喚起が発せられたものとし、別表4「南海トラフ地震に対する措置」の区分「南海トラフ地震(巨大地震注意)」の実施事項に定める措置を実施する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合は、清水海上保安部長からの勧告が発せられたものとし、別表4「南海トラフ地震に対する措置」の区分「南海トラフ地震(巨大地震警戒)」の実施事項に定める措置を実施する。

附 則

- 1 本会則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 本会則は、平成26年3月1日から施行する。
- 3 本会則は、平成26年8月1日から施行する。
- 4 本会則は、令和7年1月16日から施行する。

台風(異常に発達した低気圧を含む)に対する措置

警戒体制等の発令時期

第1警戒体制:大井川港に強風域(15m/s)の勢力、進行方向及び速度等から判断する。

第2警戒体制:暴風域(25m/s)の勢力、進行方向及び速度等から判断する。

解除:大井川港を強風域(15m/s)が抜ける時期を目安に港内の状況から判断する。

区 分	実 施 事 項
第1警戒体制 (準備態勢)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船舶は、荒天準備をなし必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物等の荷役作業は原則として荷役を中止すること。 3 工事作業用資材機材等の流出防止措置を講ずること。 4 VHF装備船は、VHFを聴取すること。(国際VHF 16ch) 5 AIS(船舶自動識別装置)搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。
第2警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 港内船舶は、港内の安全な場所又は港外に避難すること。 3 工事作業用資材機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 4 危険物等の荷役を中止すること。 5 港外船舶は入港をしないこと。

津波に対する措置（新）

津波警報・注意報の種類及び警戒体制の区分	発表される津波の高さ		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表		大型船、中型船（漁船を含む）			小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)		
				港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
				一般船舶 (作業船を含む)	危険物積載船舶				
津波注意報 (第1警戒体制)	1 m (20cm<予想高さ≤1m)	(表記しない)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊（場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
津波警報 (第2警戒体制)	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
			無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
大津波警報 (第2警戒体制)	5 m (3m<予想高さ≤5m) 10 m (5m<予想高さ≤10m) 10m超 (10m<予想高さ)	巨大	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止、港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
			無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止、港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成		錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が早くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

【用語の定義等】

津波来襲までの時間的余裕

有り：大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

無し：大津波・津波警報が発表された時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

※ 避難に要する十分な時間は、船の大きさ、船型等により異なるため、普段から自船の十分な時間を把握しておくこと。

大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要として単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

危険物積載船舶：ばら積み危険物積載船並びに火薬類及び放射性物質を積載している船舶とする。

陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避：港外の水深200m以深で、十分広い海域、沖合いに避難する。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）

港内避泊：港内で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）

係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する）。

陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

- VHF装備船は、VHFを聴取すること（国際VHF 16ch）。
- AIS（船舶自動識別装置）搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。

南海トラフ地震に対する措置

区 分	実 施 事 項
南海トラフ地震臨時情報(調査中) (注意喚起) (情報収集体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船舶は、情報収集連絡体制を強化することとし、南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること。 2 VHF装備船は、VHFを聴取すること。(国際VHF 16ch) 3 AIS(船舶自動識別装置)搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) (第1警戒体制) (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の荷役は、速やかに避難出来るよう荷役計画等を確認すること。 2 在泊船舶は、連絡系統、避難海域の確認等を行い、速やかに避難できるよう備えること。 3 港外退避運航の際は、船舶間の競合に留意すること。 4 工事作業用資機材等の流出防止措置を確認すること。 5 避難体制等を確認のうえ、入港すること。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) (第2警戒体制) (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則すべての荷役等は中止すること。 2 在泊船舶のうち、小型船舶等以外の船舶は、港外の安全な場所に避難すること。 3 小型船舶等は港内の安全な場所に避難するとともに、船舶の係留強化(場合によっては港外退避)等の措置を講ずること。 4 工事作業用資機材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 小型船舶等以外の船舶は原則入港しないこと。